

# 藤沢市幼稚園副食費実費徵収補足給付費交付要綱

制定 令和 3 年 4 月 1 日  
改正 令和 4 年 1 月 1 日  
改正 令和 5 年 9 月 1 日

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、幼稚園等を利用する児童の教育・保育の利用を促進するとともに、当該児童の保護者の経済的な負担軽減を図るため、低所得により生計が困難な保護者等が幼稚園等に支払う実費徵収に係る費用の一部について、予算の範囲内で給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

### (1) 幼稚園等

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）

第 58 条の 2 の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた法第 7 条第 10 項第 1 号に規定する認定こども園及び同項第 2 号に規定する幼稚園をいう。

### (2) 給付認定子ども

法第 30 条の 8 第 1 項に規定する施設等利用給付認定子どものうち、幼稚園等に在籍する子どもをいう。

### (3) 給付認定保護者

法第 30 条の 5 第 3 項に規定する施設等利用給付認定保護者であって、給付認定子どもと同一の世帯に属する者をいう。

### (4) 副食費

幼稚園等が給付認定子どもに対して食事を提供する際に要する費用のうち、副食の提供に係る費用をいう。

### (5) 国実施要綱

実費徵収に係る補足給付を行う事業について（平成 27 年 7 月 17 日付け、府子本第 81 号・27 文科初第 240 号・雇児発 0717 第 5 号）の別紙「実費徵収に係る補足給付事業実施要綱」をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるものとする。

## (給付対象者)

第 3 条 給付費の交付対象者は、給付認定保護者のうち、給付費交付申請時に次

の各号の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 次条に規定する給付対象期間中に藤沢市内に住所を有していること。
- (2) 次のアからウのいずれかに該当する者であること。

ア 納付認定保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者（児童の父母又は父母に代わって養育している者（以下「養育者」という。））に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「施行令」という。）第 4 条第 2 項第 2 号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が 77,101 円未満である者

イ 施行令第 13 条第 2 項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に 3 人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は第 3 学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である給付認定子どもがいる者

ウ 施行令第 15 条の 3 第 2 項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者

2 前項第 2 号アに規定する市町村民税所得割合算額の判定は、4 月から 8 月分については前年度、9 月から 3 月分については当該年度の市町村民税所得割合算額によるものとする。ただし、合算の市町村民税が非課税、かつ家計の主宰が同居している祖父母（又は養育者）である場合には、祖父母（又は養育者）の市町村民税所得割額の合算額をもって算定する。

3 養育者が海外勤務等により日本での課税がない場合には、当該海外勤務等に係る勤務先の証明若しくは申告に基づき年間所得を算出し、市町村民税所得割額を類推算定して利用者負担額を算定するものとする。

4 前項の年間所得を日本円以外の通貨で受領している場合は、当該年度の年平均レートを用いて円に換算する。

#### （給付対象期間）

第 4 条 納付費の交付対象となる期間は、前条第 2 項に規定する市町村民税所得割合算額の判定に合わせ、次の各号に掲げるとおりに区分するものとする。

- (1) 第 1 期 4 月から 8 月分
- (2) 第 2 期 9 月から 3 月分

#### （給付対象経費）

第 5 条 納付費の交付対象経費は、給付認定子どもが、幼稚園等から法第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援（幼稚園等が満 3 歳以上の施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限り、法第 7 条第 10 項第 5 号の事業に該当するものを除く）の提供を受けた場合における給付認定保護

者が幼稚園等に支払った副食費とする。

(給付費の額)

第6条 給付費の額は、第4条に規定する給付対象期間において、給付認定保護者が幼稚園等へ支払った副食費の額（以下「給付対象金額」という。）の合計額とする。ただし、1月あたり4,700円を上限とする。

2 給付対象金額の算出にあたっては、国実施要綱の規定に準じるものとする。

(給付費交付申請)

第7条 給付費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の完了後、藤沢市幼稚園副食費実費徴収補足給付費交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、副食費の支払いを証する書類（幼稚園等が発行する領収証等）及びその他市長が必要と認める書類を添えて、市長へ申請しなければならない。

2 給付費の申請期間は、第4条に規定する給付対象期間の区分ごとに、市長が別に定める日までとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りでない。

(給付費の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による給付費の交付申請があったときは、内容を審査して交付の適否を決定し、その結果を藤沢市幼稚園副食費実費徴収補足給付費交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(給付費の交付時期等)

第9条 市長は、第7条の規定による給付費の交付決定後、当該決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの請求に基づき、給付費を交付する。

(書類の整備保管)

第10条 給付費の交付を受けた者は、当該給付費に係る事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、且つ当該収入及び支出に係る証拠書類を整備するとともに、この給付事業の完了後、5年間保管しておかなければならない。

(給付費の返還)

第11条 市長は、交付決定者又は給付費の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、給付費交付決定を取り消し、既に交付した給付費の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 給付費の交付にあたり、市が示した条件または指示に違反したとき。

(2) 事業の施行について不正な行為が認められるとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この給付費の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公表の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。